本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への個人番号の記載は必要ありません!

改正の概要

平成 27 年 10 月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)施行後の平成 28 年 1 月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました(個人番号が記載不要となる税務関係書類は、以下のものです。)。

なお、<u>税務署に提出する</u>源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですので御注意ください。

(参考)

改正前は、支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、本人等の個 人番号を記載して交付しなければならないこととされていました。

個人番号の記載が不要となる税務関係書類 (給与などの支払を受ける方に交付するものに限ります。)

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・退職所得の源泉徴収票
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- ・上場株式配当等の支払に関する通知書
- ・特定口座年間取引報告書
- ・未成年者口座年間取引報告書
- ・特定割引債の償還金の支払通知書
- ※ 未成年者口座年間取引報告書及び特定割引債の償還金の支払通知書は、平成 28 年 1 月 施行予定
- ※ 個人情報の保護に関する法律第 25 条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として 源泉徴収票などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。
- ※ 電子申告・納税等開始(変更等)届出書についても個人番号の記載は不要です。



改正についてのQ&A

- 問1 なぜ従業員に交付する源泉徴収票に個人番号を記載しないこととされたのですか。
- 答1 本人交付が義務付けられている源泉徴収票などに個人番号を記載することにより、その交付の際に個人情報の漏えい又は滅失等の防止のための措置を講ずる必要が生じ、従来よりもコストを要することになることや、郵便事故等による情報流出のリスクが高まるといった声に配慮して行われたものです。



- 問2 改正によって、従業員に周知すべき事項はありますか。
- 答2 従業員に交付する源泉徴収票に個人番号が記載されないため、番号法施行後においても、従来と取扱いは変わらないことを御説明ください。
- 問3 税務署提出用の源泉徴収票や支払調書などにも個人番号を記載しないこととなるのですか。
- 答3 今回の改正は、支払を受ける方に交付する源泉徴収票や支払通知書などについて、個人番号の記載を要しないこととなるものであり、税務署提出用には支払を受ける方の個人番号を記載して税務署に提出していただく必要があります。



なお、支払を受ける方から個人番号の提供を受ける 場合には、番号法等に定める本人確認を行っていただ く必要があります。



税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください。税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。